

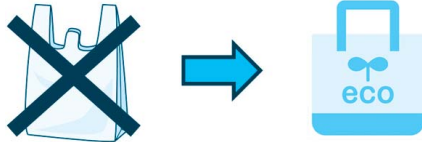
SDGs “持続可能な養老のまちづくり”

近年、排出するごみの量が増えています。ごみの量を減らすために自分でできることをやってみませんか。
※シャンプー、リンス、洗剤などは詰め替え商品を選び、余分な包装は断りましょう。

(リデュース=ごみを出さない生活)

1. ごみになるものはもらわない

- 買い物はマイバッグを持参しましょう



- 過剰な包装は断りましょう
(自分で使うものやすぐ中身を出してしまうものなど、包装が不要と思われる場合)



2. 環境に優しいものを選ぶ

- 詰め替え可能な商品を選ぶ
(シャンプー、リンス、洗剤など)



- 繰り返し使える容器の商品を選ぶ
(びんに入った商品を選び、使用後のびんの回収に協力する)



3. 生ごみを捨てる時は水をしっかり切る

- 生ごみは約80%が水分です。水をしっかり切ることで、ごみの量が減り、焼却効果も上がります。



- 生ごみを土とよく混ぜ、土を被せることで夏には1週間程度、冬には1カ月程度で土になります。



環境学習会を開催します

テーマ:「ごみ減量、できることからやってみよう」

日時: 11月7日(土)10時~12時

場所: 町中央公民館 中ホール

参加を希望される人は事前に生活と環境を考える会に電話にて申し込みください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用、検温などの徹底のうえでのご参加をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定が変更となる場合があります。



☎生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、令和3年1月から12月までに納められた保険料の全額(過去の年度分や追納された保険料も含む)です。また、ご家族の年金保険料を納付された場合もご本人の社会保険料控除に加える事ができます。

この社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に年金保険料を納付された人には、11月上旬頃に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

※なお、今年はずじめて年金保険料を納める人で、10月1日から12月31日までの間に年金保険料を納められた人には、翌年の2月上旬頃に送られます。

☎大垣年金事務所 ☎78-5166